## 原子力規制委員会 殿

所	在	地	広島県広島市中区小町4番33号	
申言	清者	名	中国電力株式会社	_
代	表	者	代表取締役社長執行役員 清 水 希 7	

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

令和2年6月2日付け、電放安第20号をもって申請しました島根原子力 発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたしま す。

記

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類 を別添のとおり補正する。 島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 (令和 2 年 6 月 2 日 電放安第 20 号)補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
8	六	1. 性能維持施設	1. 性能維持施設	
				・記載の適正化

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所				補正前								補正後	<u> </u>				理由
12	六 第6-1表																	
	性能維持施設		維持期間	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	1号がに野藤している使用済然率の いる使用済然率の 後出が完了するま		1号炉に貯蔵している使用済燃料の いる使用済燃料の 搬出が完了するま	,		維持期間	,	<ul><li>1 号炉に貯蔵している新燃料の搬出いる新燃料の搬出が完了するまでが完了するまで</li></ul>	<ul><li>1号炉に貯蔵している使用済然料の 機出が完了するまで</li></ul>			<ul><li>1号炉に貯蔵している使用済燃料の 機出が完了するま が</li></ul>	J	・記載の適正化
			却	新燃料が臨界に達す るような変形等の有 意な損傷がない状態 であること	燃がな傷こ 料測にでと 料を用こ料 臨変がと プでおき プ監でと  及界形な 「きいる 一視き	燃料プール水の冷却 が <u>可能な</u> 状態である - '.	っと 使用済燃料の被覆が 著しく腐食するおそ れがある場合に燃料	大かん 過脱 届大 介		和		新燃料の臨界防止に 影響するような変形 等の有意な損傷がない状態であること い状態であること 新燃料及び使用済燃 料の臨界防止に影響 するような変形等の 有意な損傷がない状 能っるような変形等の	でいる ではなる。 ではなる。 できる できる だい。 できる だい。	燃料プール水の漏え いを監視する設備が 使用できる状態であ ること	燃料プール水の冷却 ができる状態である ・ ア	した 使用済然料の被覆が 著しく爾食するおそ れがある場合に然料	過きたる	(新燃料貯蔵庫及び燃料 プールの性能について は、性能維持施設その ものに有意な損傷がな
		(0)	機能	臨界防止機能	臨界防止機能 放射線速蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能		帝却浄化機能 燃料プール水補 給機能		(0)	機能		臨界防止機能	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能			冷却浄化機能 燃料プール水補 給機能		い状態であることを明 確化)
		性能維持施設(3/10)		既許認可どおり	既許談可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設 (3/10)			既許認可どおり	既許認可どおり		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	
		表 性能	び設備維持台数		H H	1 崔	1 4 4 1	1	表	び設備	維持白数	K -	<b>松</b> 二		1 基	1 =	1	
		第 6-13	位置,構造及物)名称	(新燃料貯蔵ラックを	(貯蔵フック 並びに 水位及び燃料 ゾール を監視する設備を合	ろ過脱塩装置	ポンプ	熱交換器	第 6-13	位置、構造及び	物) 名称	燃料貯蔵ラックを	(貯蔵ラック並びに 水位及び燃料プール を監視する設備を含		ろ過脱塩装置	ポンプ	熱交換器	
			設備(建	然料貯蔵庫 む)	※ ※ ※ が り が が が が が が が が が が が が が が が		然料プール予当系				設備(建	燃料 貯蔵庫 (新 む)	 			然巻プール治世米		
		-	禁	整领	李	器				赤	<del>K</del>	整 仰	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	凌 設 王済燃料計画	設			_
		-	設の離区		核 質 備 然 的					設	€ ⊠		<b>校</b> 服	質 備				
			施設区分		核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設					施設区分			黎 ii	取被施設 及2 野藤施設				

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所					衤	甫正前							ŧ	補正後				理由
13	六 第6-1表																		
	性能維持施設		維持期間	1号炉に貯蔵して いる使用済燃料の 機出が完了するま で		1 号炉に貯蔵して いる使用済燃料の 搬出が完了するま		放射性気体廃棄物	の処理が完了する まで		維特期間	<ul><li>1号炉に貯蔵している使用済燃料の 機出が完了するまで</li></ul>		<ul><li>1号炉に貯蔵している使用済燃料の 搬出が完了するま</li></ul>	ب	放射性気体廃棄物	년 - -	・記載	の適正化
			柱能	内包する放射性物質 が漏えいするような き裂,変形等の有意 な欠陥がない状態で あること		性能維持施設(燃料 プール冷却系) 〜冷 却水を供給できる状	原いののこれ	底 25 存 劉	が出た影響りでおうな有意な損傷がない 状態であること		任能	内包する放射性物質 が漏えいするような き裂、変形等の有意 な久陥がない状態で ホス・・	6	性能維持施設へ冷却 水を供給できる状態 であるいと	) )	放射性気体放出に影響	な有意な損傷がな状態であること	(原子能に	炉補機冷却系の性 ついては,供給先 定した記載を見直
		10)	機能			補機冷却機能		光		10)	機能	然料プール水補給機能		補機冷却機能		校射	理 凝 能		
		性能維持施設(4/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設(4/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり		
		表 性能	び設備   維持台数	11 選	2 胴	25 □	23 TI	1 ≇	1	表 性能	び設備等は大学	1	2 胴	57 4 <u>1</u>	23 TII	1 番	1 選		
		第 6-1	位置,構造及( (建物)名称	(補給水ラインを含	熱交換器	۲ ۲	海木ポンプ		常	第 6—1	位置,構造及 一种, 女好	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	熱交換器	おとし	海水ポンプ		極		
						原子炉補機冷却 系		排気筒	タービン建物排気		47) 架心			原子炉補機冷却 系		排気筒	タービン建物排気		
			設備等の区分	1次冷却設備		その他の 主要な事 頃		気体廃棄	物の廃棄設備		設備等の区分	1次冷却設備		その他の主要な事項	(		参数無無		
			施設区分		原子炉冷却系统格影			扮射性廢棄物	が30 II		施設区分		原子炉冷却系	形 加 政		放射性廢棄物	の廃棄施設		

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

補正箇所								補	正前												補」	E後						理由
4 六 第 6-1 表 性能維持施設		維持期間			大学 法 不 家 班 先	放射性液体廃棄物の処理が完了する。					性液体廃棄物  理が完了する			放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで		維持期間			7射性液体廃棄物 )処理が完了する					放射性液体廃棄物の処理が完了するまで			放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	
		性能			内包する放射性物質が高い、ナストッかの対象	が漏えいするような 放射き裂、変形等の有意 の処たない決能が キュ	なく酒がない 수願 こ w らもること			内包する放射性物質	が漏えいするような 放射き裂,変形等の有意 の処なかかながかいます。	くるごう うり いっとり しょうしょう かいしょう しょうしょう しょうしょう		放射性液体廃棄物を 放射処理できる状態であ のめること		性能		内包ェる放射体物質	が漏えいするような 放射き裂, 変形等の有意 の处かを除ぶたい中語が キュ	<b>~™√√☆√√~~ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ </b>			内包する放射性物質	が漏えいするような 放射き裂,変形等の有意 の処たない状能が まる	かないと		放射性液体廃棄物を が理する能力を有す の状態であること まて	・記載の適正化
	(0	機能				放射性廃棄物処 理機能					放射性廃棄物処 理機能			放射性廃棄物処理機能	(0	<b>黎</b> 能			放射性廃棄物処 理機能					放射性廃棄物処 理機能			放射性廃棄物処 理機能	
	維持施設(5/10)		1	J 5	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設(5/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	
	表 性能維持	び設備業権心教	2		5 単	1基	1 基	1	1 署	5 署	2 崔	1 崔	1 基	2 崔	表性能	び設備業中で		2 基	1 奉	1 番	1 集	1 基	2 崔	2 霍	1 基	1 基	2 基	
	第 6-1 🥫	位置、構造及び(建物)を統	ξ u	ンク 政済サンプル・カ		廃液サージ・タン ク	フィルタ	脱塩器	床ドレン・コレク タ・タンク	廃液中和タンク	床ドレン・サンプ ル・タンク	フィルタ	脱塩器	濃縮器	第6-13	位置,構造及 一种, 女好		カン 廃液サンプル・タ ンク	廃液サージ・タンク	フィルタ	脱塩器	床ドレン・コレク タ・タンク	廃液中和タンク	床ドレン・サンプ ル・タンク	フィルタ	脱塩器	濃縮器	
		段)	<u> </u>		M	(1号炉建物内 (1号及び2号)	炉共用))			ı	アンソンド	廃液系 (1号及 び2号炉共用)		1		世) 型呢			機器ドレン※ (1号炉建物内 (1号及び2号		ı		ı	ドレン・再生	廃液系(1号及 び2号炉共用)	l		
		設備等の区分							液体廃棄物の廃棄	設備					-	設備等の区分						液体廃棄 物の廃棄	設					
		施設区分							放射性廃棄物 の廃棄施設							施設区分						放射性廃棄物 の廃棄施設						

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

補正箇所						補正	前										補正	<u>发</u>					理由
<ul><li> 六</li><li> 第6-1表</li><li> 性能維持施設</li></ul>			兼・		手るる			乗かする			乗やる			乗り		乗るる			乗るする			乗や	
		維特期間	放射性液体磨乳	に出たません	放射性液体廃乳の処理が完了。			放射性固体磨乳の処理が完了。	y f		放射性固体廃すの処理が完了。まで		維持期間	野性液体廃:	が に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	放射性液体廃3 の処理が完了すまで			放射性固体廃ਭ の処理が完了。 まで	·		放射性固体廃 の処理が完了 まで	
		性能	内包する放射性物質 が漏えいするような き型 か形飾の右音	ざ, 冬ルギン用, 久陥がない状態 ること	放射性液体廃棄物の 放出に影響するよう な有意な損傷がない 状態であること		包する放射性物	が漏えいするような き裂,変形等の有意 なケ陥がたい状能さ	7.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		放射性固体廃棄物を 処理できる状態であ ること		件能	口編	等の 分子 の 注	放射性液体廃棄物の 放出に影響するよう な有意な損傷がない 状態であること		包する放射性物	が漏えいするような き裂,変形等の有意 な欠陥がない状態で	ال الا		放射性固体廃棄物を 処理する能力を有す る状態であること	・記載の適正化
	(0)	機能	放射性廃棄物処	機能	放射性廃棄物処理機能			放射性廃棄物貯 蔵機能			放射性廃棄物処理機能	(0)	機能	基		放射性廃棄物処理機能			放射性廃棄物貯 蔵機能			放射性廃棄物処 理機能	
	維持施設(6/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設(6/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	
	表 性能	び設備 維持台数	2 基	1	17	3 基	2 基	2 基	1 基	2 基	1基		び設備維持台数	2 基	1 基	1.	3 雅	2 基	2 基	1 基	2 基	1 奉	
	第 6-1	位置,構造及物)名称	ジャワ・ドレン・タンク	ろ過器	:口(1号及び2号	7		・ジ貯蔵タンク	ジ・サージ・タン	[タンク	動内 (1号及び2	第 6-1	位置,構造及物)名称	ジャワ・ドレン・タンク	ろ過器	:口(1号及び2号	4		・ジ貯蔵タンク	ジ・サージ・タン	[9.7.7]	<b>4物内(1号及び2</b>	
		設備(建	シャワ・ドレン (1号及ぶ)	、 <b>1</b> 30000 を を は に に に に に に に に に に に に に に に に に	復水器冷却水放水 炉共用)	濃縮廃液貯蔵タン	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッ	フィルタ・スラック	復水スラッジ分離	減容機 (1号炉建号炉共用))		設備(建	ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ	米 (1 5 次 0 2 8 4 年 1 4 7 8 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	復水器冷却水放水 炉共用)	濃縮廃液貯蔵タン	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッ	フィルタ・スラック	復水スラッジ分離	減容機(1号炉建 号炉共用))	
		設備等の区分		液 存 及 及 致 致 数 等	数 数 無 業			田休廢棄	数の発素の発生を発生を発生を発生を発生されています。				設備等の区分		液 体 めの 廃 乗				固体廃棄	物の廃棄			
		施設区分					放射性廃棄物の廃棄施設						施設区分					放射性廃棄物の廃棄施設					

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

Į	補正箇所				補正	前						補正	後			理由
6	六 第 6-1 表															
	性能維持施設		維持期間	関連する設備の供 用が終了するまで	放射性気体廃棄物 の処理が完了する まで	放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	原子が補機冷劫系の供用が終了するまで	開開	141 PAZ 5. 141W	関連する設備の供 用が終了するまで	放射性気体廃棄物の問題がウアート	6.「足が世岁	放射性液体廃棄物の処理が完了する	٤	原子炉補機冷却系 の供用が終了する まで	
			性能	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において 警報が発信する状態 であること	放射性物質の濃度を 測定できる状態であ ること 警報設定値において 警報が発信する状態	放射性物質の濃度を測定できる状態であること警報設定値において		茶	1	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において 警報が発信する状態 であること	放射性物質の濃度を 測定できる状態であ ること	警報設定値において 警報が発信する状態 であること	<b>勿質の濃度</b> きる状態で	警報設定値において 警報が発信する状態 であること	放射性物質の濃度を 測定できる状態であ ること 警報設定値において 警報が発信する状態 であること	
		/10)	機能	放射線監視機能	放射線監視機能放出管理機能	放射線監視機能放出管理機能	放射線監視機能	/10) ###		放射線監視機能	放射線監視機能	出管理機能	放射線監視機能	H 家	放射線監視機能	
		性能維持施設(7/1		既許認可どおり	既許認可どおり 既許認可どおり	既許認可どおり 既許認可どおり	毘許認可どおり	性能維持施設(7/1		鬼評談可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既計器可どおり	
		表 性能	び設備 維持台数	11 個	1 個	1 個	1 個	表性能び設備	維持台数	11 個	1個	1個	1個	1個	1 個	
		第 6-1	位置,構造及び (建物)名称	蔵設備エリア, 原子 リア, 放射性落棄物 ア)	排気筒モニタ タービン建物排気 筒モニタ	廃棄物処理排水モ ニタ 放水路水モニタ	タ (原子炉補機冷却口 (海水側))	第 6-13 位置, 構造及び	<b>建物</b> )名称	藤設備エリア, 原子 リア, 放射性廃棄物 ア)	排気筒モニタ	タービン建物排気 筒モニタ	廃棄物処理排水モニタ	放水路水モニタ	夕 (原子炉補機冷却 口 (海水側))	
			設備 (3	エリア・モニタ (核燃料物質貯計 炉補機冷却系エリの廃棄設備エリア	排気筒モニタ	排水モニタ 排水のサンプリ ングモニタ	プロセス水モニン系の熱交換器出口		設備(建	エリア・モニタ (核燃料物質貯計 炉補機冷封系エリ の廃棄設備エリブ	1		排水モニタ	排水のサンプリ ング・モニタ	プロセス水モニン系の熱交換器出口	・記載の適正化
			設備等の区分	屋内管理 用の計要 な設備		屋外管理 用の主要 な設備		設備等	の区分	屋内衛用 の計選 で計選			屋外管理 用の主要	設		
			施設区分		放射線管理施	· 版		文 経 基			,	放射線管理描	訟			

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

補正箇所				補	正前							補	正後			理由
六 第6-1表																
性能維持施設	維持期間	普理区域解除まで		管理区域解除まで		19年に野藤している毎田済然時の時間が発生のおります。			維持期間	管理区域解除まで		管理区域解除まで		1号炉に貯蔵している使用済燃料の	40	・記載の適正化
	和	外部へ放射性物質が 漏えいするような有 意な損傷がない状態 であること		給気ファン及び排気 ファンの運転に異常 がない状態であるこ	A)	性能維持施設 (	性能維持施設 (ディ ーゼル発電機) 〜電 源を供給できる <u>状況</u> であること		在	外部へ放射性物質が 漏えいするような有 意な損傷がない状態 であること		放射線障害を防止するために必要な機気ができる状態である	U J	非常用交流高圧電源 母線に接続している 性能維特施設へ電源 を供給できる状態で あること	直流電源母線に接続 している性能維持施 設へ電源を供給できる状態できる状態であること	<ul><li>(換気系の性能については、フィルタを含めた換気系としての性能に見直し)</li></ul>
	(0)	放射性物質漏入い防止機能(事故時における非常用が入りを開発における非常における非常用が用が、による気軽性はによる気軽性はない。		换気機能		電源供給機能 (自動起動及び 自動給電機能は 除く)	電源供給機能	(0)	機能	放射性物質漏えい防止機能(事故時における非常用がス処理系によける非常用がス処理系による気密性は		換気機能		電源供給機能 (自動起動及び 自動給電機能は 除く)	電源供給機能	(ディーゼル発電機及で 蓄電池(所内用)の性 能については,供給気
	性能維持施設(8/10)	既常認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設 (8/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	を限定した記載を見ī し)
	表性能び設備	## 4 4 1 1 8	1 4	1 中	2個	1 組	2 組	表性能	び設備維持台数	\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{	1 🗠	1 □	2個	13	8.8	
	第 6-1 位置, 構造及	卷 格 秦	給気ファン	排気ファン	フィルタ			第 6-1	位置,構造及物)名称		給気ファン	排気ファン	フィルタ			
		設備(建原子/万建物		原子炉建物常用 換気系		ディーゼル発電機	蓄電池 (所内用)		題( )	!		原子炉建物常用 換気系		ディーゼル発電機	蓄電池 (所内用)	
	施設区分數備等	7 d C	原子炉格納施 主要な事	鬥		その他原子が 非常用電の時間を 高い を 通過 を といれる おお おお お と と と と と と と と と と と と と と と			設備等 の区分		原子炉格納施 主要な事 ゴール・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード			の他原子炉 非常用電	の附属施設 源設備	

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所					補正	前										補正	後							理由
18	六 第 6-1 表																								
	性能維持施設		維持期間	放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	強物の管理	で解除するまで、			各建物の管理区域	を解除するまで				維特期間	放射性液体廃棄物 の処理が完了する まで	各建物の管理区域	解除するま			各建物の管理区域	解除する			• 記:	載の適正化
			性能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意なが発の有意ながないが能であるあないないがあることもること	外部へ放射性物質が 漏えいするような有 意な損傷がない状態 であること	放射線障害の防止に 影響するような有意 な損傷がない状態で あること			給気ファン及び排気 ファンの運転に異常	<u>がない</u> 状態であるこ と				性能	内包する放射性物質が漏えいするようなが漏えいするようなき裂、変形等の有意ながないが能でなるあるることもること	外部へ放射性物漏えいするよう 高な損傷がない であること	被発 影なな な は 動 り が が が が が が が が が が が が が が が が が が			放射線障害を防止するために必要な換気	急や			(換 は 換	気系の性能について , フィルタを含めた 気系としての性能に 直し)
		0)	機能	放射性廃棄物処理機能	質漏水	1、1防止機能放射線應酸機能			<b>基</b> 加蒸 积				(0	機部	放射性廃棄物処理機能	放射性物質漏之以肝止離光	3年、20年、20年、3月、30年、30年、30年、30年、30年、30年、30年、30年、30年、30年			毒 例 第	深入被胎				
		性能維持施設(9/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	性能維持施設(9/10)		既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり	既許認可どおり		
		表 性能	び設備 維持台数		11	11	1台	1台	2個	1 台	1台	2個		び設備維持台数	1 基	七	1	1 🗅	1 🖶	2 個	1 🗅	1 台	2個		
		第 6-1	位置,構造及C 名称	(ベンガ・ゲン)			給気ファン	排気ファン	フィルタ	給気ファン	排気ファン	フィルタ	第 6-1	位置,構造及ひ名称	- ジ・タンク)			給気ファン	排気ファン	フィルタ	給気ファン	排気ファン	フィルタ		
			設備(建物)	舞	心理建物	ン建物		タービン建物 換気系			廃棄物処理建 物換気系			設備(建物)	(補助サ	心理建物	ン建物		タービン建物 換気系			廃棄物処理建 物換気系			
				+ .>	廃棄物処理建	<i>لا</i> ا لا				<b>₹</b> <u>₹</u>					+ ?	廃棄物処3	ا ا تر			<b>3</b> 加 人	<b>₹</b> <u>₹</u>				
			設備等 の区分	その他主 要な事項	建物及び	乗 終 後 後			発電所補	助設備				設備等の区分	その他主 要な事項	建物及び	構築物			発電所補	助設備				
			施設区分	その色原子が の附属施設				その他主要施 設						施設区分	その色原子が の附属施設				その他主要施 設						

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
20	七	1. 性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能並びにその性能を	1. 性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能並びにその性能を	
	1.	すべき期間	すべき期間	
	性能維持施設	性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能並びにその性能を	性能維持施設の位置,構造及び設備並びにその性能並びにその性能を	
	の位置,構造	維持すべき期間は,第6-1表に示すとおりである。	維持すべき期間は,第6-1表に示すとおりである。	
	及び設備並び		第6-1表に示す性能維持施設は,原子炉設置許可等を受けて設計・	・第6-1表の記載の考え
	にその性能並		製作されたものであり、これを引き続き使用するため、その性能維持施	方を追記
	びにその性能		設の仕様等として,設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置,	
	をすべき期間		構造及び設備」欄に示すとともに,廃止措置段階において必要となる機	
			能を「機能」欄に示す。	
			この性能維持施設を維持管理し,使用することを前提としていること	
			から、性能維持施設の性能として、「実用発電用原子炉及びその附属施	
			設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機	
			能を維持するために必要となる状態を「性能」欄に示す。	
		廃止措置の進捗に応じて,第6-1表に示す性能維持施設の位置,構	廃止措置の進捗に応じて、第6-1表に示す性能維持施設の位置、構	
		造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間を変更す	造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間を変更す	
		る場合は,廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。	る場合は,廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。	

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所	補正	 E前	補正	E後	理由
6-1	添付書類六	添付書類六 性能維持施設及びその性	能並びにその性能を維持すべき期間に	添付書類六 性能維持施設及びその性	能並びにその性能を維持すべき期間に	
	1.	関する説明書		関する説明書		
	維持管理に関					
	する内容					
		1. 維持管理に関する内容		1. 維持管理に関する内容		
		廃止措置の段階に応じて性能維持	施設に要求される機能を考慮した,性	廃止措置の段階に応じて性能維持	施設に要求される機能を考慮した,性	
		能維持施設が維持すべき性能及びそ	の性能を維持すべき期間について以下	能維持施設が維持すべき性能及びそ	の性能を維持すべき期間について以下	
		<u>に示す。</u>		<u>に示す。</u>		
		(1) 建物及び構築物		(1) 建物及び構築物		
			理されない状態で外部へ漏えいするこ の「放射性物質漏えい防止機能」を有		理されない状態で外部へ漏えいするこ の「放射性物質漏えい防止機能」を有	
			公衆及び放射線業務従事者の受ける被		公衆及び放射線業務従事者の受ける放	・記載の適正化
			機能」を有する設備を維持する。具体	<u>'</u>	機能」を有する設備を維持する。具体	口事人、シングロコン「ロ
		的な性能維持施設は以下のとおり。		的な性能維持施設は以下のとおり。		
		機能	性能維持施設	機能	性能維持施設	
			原子炉建物		原子炉建物	
		放射性物質漏えい防止機能	<u>廃棄物処理建物</u>	放射性物質漏えい防止機能	廃棄物処理建物	
			タービン建物		タービン建物	
			原子炉容器の外側の遮蔽壁		原子炉容器の外側の遮蔽壁	
			ドライウェル外周の壁		ドライウェル外周の壁	
		放射線遮蔽機能	原子炉建物外壁	放射線遮蔽機能	原子炉建物外壁	
			<u>廃棄物処理建物</u>		廃棄物処理建物	
			タービン建物		タービン建物	
			の運転を行わないこと及び燃料落下事		の運転を行わないこと及び燃料落下事	
		<u> </u>	用いなくても環境に与える影響は小さ	政時において非常用ガス処理系を	用いなくても環境に与える影響は小さ	

1.	理由
<ul> <li>維持管理に関する内容         <ul> <li>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</li></ul></li></ul>	における非常
「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。 ・外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 「放射線産畜機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。 ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 「放射線連密機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。 ・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除する。原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除する。原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の増機能」及びその性能は、たれぞれの管理区域を解除する原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の増機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。また。原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線連散機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。  ② 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質取扱設備  座止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から機出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び係	<u>持は不要であ</u>
(つづき)  - とおり。 - 外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態である こと。 - 「放射線遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。 - 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除する。 原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射機遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能はした。 原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射機遮蔽機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除する。 原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心関係が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	
	性能は以下の
□ とした	
「放射線遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。 ・ 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除する。原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また,原子炉建物外壁,廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。また,原子炉建物外壁,廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取板施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質の取板施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から機出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃	:い状態である
<ul> <li>・放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。</li> <li>原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</li> <li>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 p. 核燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料ので使用済燃料を1号炉からり扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料ので使用済燃料を1号炉から り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料ので使用済燃料を1号炉から り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料ので使用済燃料を1号炉から り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」</li> </ul>	
上。     原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。     原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心を解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。      (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設     a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設     a. 核燃料物質取扱設備     廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」及び「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料の「放料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」の「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」、「「臨界防止機能」」、「「臨界防止機能」、「「臨界防止機能」、「「臨界防止、      如果物質取扱能力、「臨界防止機能」」、「臨界防止機能」及び「燃料取扱機能」、「「臨界防止機能」」、「臨界防止機能」、「配料取扱機能」、「臨界防止機能」、「配料取扱機能」、「臨界防止機能」、「臨界防止機能」、「配料取扱機能」、「臨界防止機能」、「臨界防止性能性、放射能力、「配料取扱機能」、「臨界防止機能」、「臨界防止性能性、放射性能力、「無料取扱機能」、「臨界防止性能量、「無料取扱機能」、「臨界防止性能量、「無料取扱性能力、「臨界防止性能量、「無料取扱性力、「無料取扱性力、「無料取扱性力、「無料取扱性力、「無料取扱性力、「無料取扱性力、「無料的質、「無料力、「無料力、「無料力、「無料力、「無料力、「無料力、「無料力、「無料力	<u>のとおり。</u>
原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。 原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 値の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 値の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	火態であるこ
機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。 原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また,原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 a. 核燃料物質取扱設備 廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃	
原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  企上措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃	性漏えい防止
機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃	で維持する。
解体が完了するまで維持する。また,原子炉建物外壁,廃棄物処理建物 及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は,線源となる設 備の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質取扱設備  廃止措置では,新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから,「燃料取扱機能」,「臨界防止機能」及び「燃	「放射線遮蔽
及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。  (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設  a. 核燃料物質取扱設備  廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃	王持構造物等の ・記載の適正化
備の解体が完了するまで維持する。       備の解体が完了するまで維持する。         (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul> <li>a. 核燃料物質取扱設備</li> <li>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防</li> </ul> (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul> <li>a. 核燃料物質取扱設備</li> <li>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から</li> <li>り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防</li> </ul> 9扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防	
(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設       (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設         a. 核燃料物質取扱設備       a. 核燃料物質取扱設備         廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防	<u>線源となる設</u>
a. 核燃料物質取扱設備       a. 核燃料物質取扱設備         廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防	
a. 核燃料物質取扱設備       a. 核燃料物質取扱設備         廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防	
り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃 り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃 り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防	
	出する際に取
	機能」及び「燃
料落下防止機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は 料落下防止機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は 料落下防止機能」を有する設備を維持する。具体的な	:能維持施設は
以下のとおり。	
<u>機能</u> 性能維持施設 <u>機能</u> 性能維持施設 <u>機能</u> 性能維持施	
燃料取扱機能 燃料取替機(1号炉原子炉建物内) 燃料取扱機能 燃料取替機(1号炉原子炉	<u></u> <u></u> <u></u>
臨界防止機能         原子炉建物天井クレーン(1号炉原子炉         臨界防止機能         原子炉建物天井クレーン	1号炉原子炉
<u>燃料落下防止機能</u> <u>建物内)</u> <u>建物内)</u> <u>燃料落下防止機能</u> <u>建物内)</u>	
燃料取扱機能 輸送容器除染設備(除染区域) 燃料取扱機能 輸送容器除染設備(除染区域)	或)
なお、炉心から全燃料が取り出され、再装荷しないことから、燃料 なお、炉心から全燃料が取り出され、再装荷しない	とから,燃料
取替機(1号炉原子炉建物内)の機能のうち,炉心内及び炉心と燃料 取替機(1号炉原子炉建物内)の機能のうち,炉心内	び炉心と燃料

頁	補正箇所		補正前		補正後	理由
6-3	添付書類六	プールとの間での燃料取扱	機能の維持は不要である。	プールとの間での燃料取扱	機能の維持は不要である。	
	1.	燃料取替機(1号炉原子	・炉建物内)の性能は以下のとおり。	燃料取替機(1号炉原子		
	維持管理に関	・新燃料及び使用済燃料	トを取り扱うことができ、取扱中に新燃料及	・新燃料及び使用済燃料	を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及	
	する内容	び使用済燃料が破損し	ないよう正常に動作する状態であること。	び使用済燃料が破損し	ないよう正常に動作する状態であること。	
	(つづき)	・新燃料又は使用済燃料	を取扱中、動力源が喪失した場合において	・新燃料又は使用済燃料	を取扱中、動力源が喪失した場合において	
		も,新燃料又は使用済	燃料が保持される状態であること。	も,新燃料又は使用済	燃料が保持される状態であること。	
		原子炉建物天井クレーン	(1号炉原子炉建物内)の性能は以下のと	原子炉建物天井クレーン	(1号炉原子炉建物内)の性能は以下のと	
		<u>おり。</u>		<u>おり。</u>		
		・新燃料を取り扱うこと	ができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が	・新燃料を取り扱うこと	ができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が	
		破損しないよう正常に	動作する状態であること。	破損しないよう正常に	動作する状態であること。	
		・新燃料を取扱中,動力	源が喪失した場合においても、新燃料が保	・新燃料を取扱中,動力	源が喪失した場合においても、新燃料が保	
		持される状態であるこ	<u>. Ł.</u>	持される状態であるこ	<u>. と。</u>	
		輸送容器除染設備(除染	区域)の性能は以下のとおり。	輸送容器除染設備(除染	区域)の性能は以下のとおり。	
		・輸送容器の除染に影響	<b>『するような有意な損傷がない状態であるこ</b>	<u>・使用済燃料輸送容器の</u>	・記載の適正化	
		<u>と。</u>		態であること。		
		核燃料物質取扱設備の「	「燃料取扱機能」,「臨界防止機能」,「燃料落	核燃料物質取扱設備の「		
		下防止機能」及びその性能	Eは、新燃料及び使用済燃料の1号炉からの	下防止機能」及びその性能		
		搬出が完了するまで維持す	<u>-5.</u>	搬出が完了するまで維持す		
		b. 核燃料物質貯蔵設備		b. 核燃料物質貯蔵設備		
		廃止措置では、新燃料及	び使用済燃料を1号炉から搬出するまで貯	廃止措置では、新燃料及		
		蔵する必要があることから	,「臨界防止機能」,「放射線遮蔽機能」,「水	蔵する必要があることから		
		位監視機能」,「漏えい監視	機能」,「冷却浄化機能」及び「燃料プール	位監視機能」、「漏えい監視	機能」,「冷却浄化機能」及び「燃料プール	
		水補給機能」を有する設備	を維持する。具体的な性能維持施設は以下	水補給機能」を有する設備	「を維持する。 具体的な性能維持施設は以下	
		<u>のとおり。</u>		<u>のとおり。</u>		
		機能性能維持施設		機能	性能維持施設	
	臨界防止機能     新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)		臨界防止機能	新燃料貯蔵庫 (新燃料貯蔵ラックを含 む)		
		臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能	燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プー ル水位及び燃料プール水の漏えいを監 視する設備を含む)	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能	燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プー ル水位及び燃料プール水の漏えいを監 視する設備を含む)	
		漏えい監視機能	No / O BY WILL CH O /	漏えい監視機能	NE / ORVING HO/	

6-4       添付書類六         1.       冷却浄化機能         燃料プール水補給機能       燃料プール冷却系	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能     燃料プール冷却系 燃料プール水補給機能     ご過脱塩装置 ポンプ 熱交換器       然料プール水補給機能     複水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)
	・インを含む) 燃料プール水補給機能 復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)
する内容 燃料プール水補給機能 復水貯蔵タンク(補給	<u> </u>
(つづき) なお、廃止措置段階では燃料取替による新たな使	燃料は発生しなお、廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料は発生し
ないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷却	ており、設備 ないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、設備
故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分あること	<u>, 冷却浄化機</u> <u>故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分あることから, 冷却浄化機</u>
能の維持に必要な燃料プール冷却系の系統数は1系	(ろ過脱塩装置) 能の維持に必要な燃料プール冷却系の系統数は1系統(ろ過脱塩装置)
1台, ポンプ1台, 熱交換器1基) である。	1基,ポンプ1台,熱交換器1基)である。
新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)の性能	下のとおり。 新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)の性能は以下のとおり。
・新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損	<u>・新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状</u> ・記載の適正化
<u>ること。</u>	態であること。 (新燃料貯蔵庫及び燃料
燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及	<u>  燃料プール水の</u>
漏えいを監視する設備を含む)の性能は以下のとお	漏えいを監視する設備を含む)の性能は以下のとおり。 性能維持施設そのもの
・新燃料及び使用済燃料が臨界に達するような変	<u>・新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意</u> に有意な損傷がない状
がない状態であること。	<u>な損傷がない状態であること。</u> 態であることを明確化
・燃料プールの水位が計測でき、警報設定値にお	<u>・燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発信で</u>
きる状態であること。	きる状態であること。
・燃料プール水の漏えいを監視する設備が使用で	<u>・燃料プール水の漏えいを監視する設備が使用できる状態であるこ</u>
<u>Ł.</u>	<u>Ł.</u>
燃料プール冷却系の性能は以下のとおり。	<u>燃料プール冷却系(ろ過脱塩装置,ポンプ,熱交換器)の性能は以</u> ・記載の適正化
	<u>下のとおり。</u>
・燃料プール水の冷却が可能な状態であること。	・燃料プール水の冷却が <u>できる</u> 状態であること。 ・記載の適正化
・使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがあ	
<u>ル水をろ過脱塩装置に通水できる状態であるこ</u>	
<u>復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)の性能は</u>	
<ul><li>・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂。</li></ul>	
<u>陥がない状態であること。</u>	<u>陥がない状態であること。</u>
新燃料の貯蔵に必要な新燃料貯蔵庫の「臨界防止	
能は、新燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維	
また、使用済燃料の貯蔵に必要な使用済燃料貯蔵	
機能」,「放射線遮蔽機能」,「水位監視機能」,「漏え	:視機能」,「冷 ル水の漏えいを監視する設備を含む)の「臨界防止機能」,「放射線遮 したなど、「放射線速

頁	補正箇所		ή		发	理由
	添付書類六	却浄化機能」,「燃料プール水補給	機能」及びその性能,復水貯蔵タン	蔽機能」,「水位監視機能」,「漏え	い監視機能」及びその性能並びに燃	・記載の適正化
	1.	<u>クの「燃料プール水補給機能」及</u>	びその性能は,使用済燃料の1号炉	料プール冷却系(ろ過脱塩装置,	ポンプ,熱交換器)の「冷却浄化機	
6-5	維持管理に関	からの搬出が完了するまで維持す	<u>る。</u>	能」,「燃料プール水補給機能」及び	べるの性能並びに復水貯蔵タンク (補	・記載の適正化
	する内容			給水ラインを含む)の「燃料プー	ル水補給機能」及びその性能は,使	
	(つづき)			用済燃料の1号炉からの搬出が完	了するまで維持する。	
		なお、使用済燃料を使用済燃料	貯蔵設備(燃料プール)に貯蔵して	なお,使用済燃料を使用済燃料	貯蔵設備(燃料プール)に貯蔵して	
		いる間において,使用済燃料貯蔵	設備(燃料プール)から冷却水が大	いる間において,使用済燃料貯蔵	設備(燃料プール)から冷却水が大	
		量に漏えいする事象を考慮しても	,燃料被覆管温度の上昇による燃料	量に漏えいする事象を考慮しても	,燃料被覆管温度の上昇による燃料	
		の健全性に影響はなく、また、臨界	『にならないと評価できることから,	の健全性に影響はなく、また、臨身	早にならないと評価できることから,	
		周辺公衆への影響は小さい。した	がって,使用済燃料の著しい損傷の	周辺公衆への影響は小さい。した	がって,使用済燃料の著しい損傷の	
		進行を緩和し及び臨界を防止する	ための <u>重大事故等対処設備</u> は不要で	進行を緩和し及び臨界を防止する	ための <u>重大事故等対処設備</u> は不要で	
		ある。使用済燃料貯蔵設備(燃料	プール) から冷却水が大量に漏えい	ある。使用済燃料貯蔵設備(燃料	プール) から冷却水が大量に漏えい	
		する事象における燃料の評価につ	いては,追補 1 「添付書類六の 1.	する事象における燃料の評価につ	いては,追補 1 「添付書類六の 1.	
		(維持管理に関する内容)」にて	補足する。	(維持管理に関する内容)」にて	補足する。	
		(3) 放射性廃棄物の廃棄施設		(3) 放射性廃棄物の廃棄施設		
		<u>a. 気体廃棄物の廃棄設備</u>		<u>a. 気体廃棄物の廃棄設備</u>		
		廃止措置では、放射性気体廃棄物	勿を処理することから,「放射性廃棄	廃止措置では、放射性気体廃棄物		
		物処理機能」を有する設備を維持	する。具体的な性能維持施設は以下	物処理機能」を有する設備を維持		
		<u>のとおり。</u>		<u>のとおり。</u>		
		機能	性能維持施設	<u>機能</u>	性能維持施設	
			排気筒	I de l'al minorità de l'an mitta lele folo	排気筒	
		放射性廃棄物処理機能	タービン建物排気筒	放射性廃棄物処理機能	タービン建物排気筒	
		#気筒及びタービン建物排気筒	の性能は以下のとおり。	排気筒及びタービン建物排気筒	の性能は以下のとおり。	
		・放射性気体廃棄物の放出に影	響するような有意な損傷がない状態	・放射性気体廃棄物の放出に影	響するような有意な損傷がない状態	
		 であること。		<u>であること。</u>		
		放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な気体廃棄物の廃棄設備の 「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、放射性気体廃棄物の処理 が完了するまで維持する。		気体廃棄物の廃棄設備の「放射」	生廃棄物処理機能」及びその性能は,	・記載の適正化
				放射性気体廃棄物の処理が完了す	るまで維持する。	
		b. 液体廃棄物の廃棄設備		b. 液体廃棄物の廃棄設備		
		廃止措置期間中に発生する放射	性液体廃棄物は、廃液の性状に応じ	廃止措置期間中に発生する放射	性液体廃棄物は、廃液の性状に応じ	

頁	補正箇所		補正前		補正後			
	添付書類六	た設備で処理し	,放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。この	た設備で処理し	,放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。こ <i>0</i>	)		
	1.	ため,「放射性原	至棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性	ため,「放射性廃	<b>逐棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性</b>	<u> </u>		
	維持管理に関	能維持施設は以	下のとおり。	能維持施設は以	下のとおり。			
6-6	する内容	<u>機能</u>	性能維持施設	機能	性能維持施設			
	(つづき)	放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系(1号   廃液コレクタ・タンク   廃液サンプル・タンク   廃液サージ・タンク   アン・リストリン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	放射性廃棄物処理機能	系(1号及び2号炉 共用)濃縮器 フィルタ 脱塩器シャワ・ドレン系(1 号及び2号炉共用)シャワ・ドレン・タンク ろ過器復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)サージタンク(補助サージ・タンク)			
		器冷却水放水口・内包する放陥がない状	物処理機能」を有する性能維持施設(濃縮器及び復水 を除く)の性能は以下のとおり。 射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠 態であること。	器冷却水放水口・内包する放陥がない状	物処理機能」を有する性能維持施設(濃縮器及び復力を除く)の性能は以下のとおり。 射性物質が漏えいするようなき裂,変形等の有意な欠態であること。	-		
	<ul><li>濃縮器の性能は以下のとおり。</li><li>・放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。</li><li>復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)の性能は以下の</li></ul>		廃棄物を処理 <u>できる</u> 状態であること。	・放射性液体	は以下のとおり。 廃棄物を処理 <u>する能力を有する状態であること。</u> 放水口(1号及び2号炉共用)の性能は以下のとおり。	・記載の適正化		
	・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること 放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な液体廃棄物の廃棄設備の 「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、それぞれの放射性液体廃			<ul><li>・放射性液体</li><li>であること</li><li>液体廃棄物の</li><li>それぞれの放射</li></ul>	・記載の適正化			
		-	了するまで維持する。 これのとれるのがありたけがた。	<u> </u>				

頁	頁 補正箇所 補正前				理由	
6 - 7	添付書類六	c . 固体廃棄物の廃棄設備		<u>c</u> . 固体廃棄物の廃棄設備		
	1.	廃止措置では,放射性固	体廃棄物を処理・貯蔵することから, <u>放射</u>	廃止措置では,放射性固	・記載の適正化	
	維持管理に関 性廃棄物処理・貯蔵機能を有する設備を維持する。具体的な性能維持		性廃棄物処理機能」又は	「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維		
	する内容	施設は以下のとおり。		持する。具体的な性能維持	寺施設は以下のとおり。	
	(つづき)	<u>機能</u>	性能維持施設	機能	性能維持施設	
			濃縮廃液貯蔵タンク		濃縮廃液貯蔵タンク	
			<u>廃樹脂タンク</u>		廃樹脂タンク	
		放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	放射性廃棄物貯蔵機能	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	
			<u>フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</u>		<u>フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</u>	
			<u>復水スラッジ分離タンク</u>		復水スラッジ分離タンク	
		放射性廃棄物処理機能	減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉 共用))	放射性廃棄物処理機能	減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉 共用))	
			┃	「放射性廃棄物貯蔵機能 「放射性廃棄物貯蔵機能		
		おり。 ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂,変形等の有意な欠		おり。		
				・内包する放射性物質な		
		陥がない状態であるこ		 陥がない状態であるこ		
		<u>-</u>	── 1 号及び 2 号炉共用))の性能は以下のとお	減容機(1号炉建物内		
		<i>y</i> 。		<u>n</u>		
		・放射性固体廃棄物を処	理できる状態であること。	・放射性固体廃棄物を処	型理する能力を有する状態であること <u>。</u>	・記載の適正化
		放射性固体廃棄物の廃棄	 医のために必要な固体廃棄物の廃棄設備の	固体廃棄物の廃棄設備の		・記載の適正化
		「放射性廃棄物処理機能」,	「放射性廃棄物貯蔵機能」及びその性能は,	貯蔵機能」及びその性能に	は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完	
		それぞれの放射性固体廃棄	物の処理が完了するまで維持する。	了するまで維持する。		
		(4) 放射線管理施設		(4) 放射線管理施設		
		a. 原子炉施設内外の放射線	監視	a. 原子炉施設内外の放射線	息監視	
					<del>****                                 </del>	
	内の放射線を監視する機能を有する設備を維持する。エリア・モニタ				を有する設備を維持する。エリア・モニタに	・記載の適正化
			立ち入る代表的なエリア及び作業により放		立ち入る代表的なエリア及び作業により放射	
			上性のあるエリアにあるものを維持する。 具		性のあるエリアにあるものを維持する。具体	
		体的な性能維持施設は以下		的な性能維持施設は以下		
	なお,原子炉施設外の放射線監視の機能は,「b. 環境への放					・記載の適正化

頁	補正箇所		補正前			理由
6-8	添付書類六	物質の放出管理」に	含まれる。	質の放出管理」に言		
	1.	機能	性能維持施設	機能	性能維持施設	
	維持管理に関		エリア・モニタ(核燃料物質貯蔵設備エリ		エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリ	
	する内容	放射線監視機能	ア,原子炉補機冷却系エリア,放射性廃棄	放射線監視機能	ア,原子炉補機冷却系エリア,放射性廃棄	
	(つづき)		物の廃棄設備エリア)		物の廃棄設備エリア)	
		エリア・モニタの	性能は以下のとおり。	エリア・モニタ	(核燃料物質貯蔵設備エリア,原子炉補機冷却系エ	・記載の適正化
				リア,放射性廃棄物	の廃棄設備エリア)の性能は以下のとおり。	
		・線量当量率を測り	定できる状態であること。	・線量当量率を測	定できる状態であること。	
		・警報設定値におい	いて警報が発信する状態であること。	・警報設定値にお	いて警報が発信する状態であること。	
			「放射線監視機能」及びその性能は、関連する設	<del>-</del>	(核燃料物質貯蔵設備エリア,原子炉補機冷却系エ	・記載の適正化
		備の供用が終了する。	まで維持する。		の廃棄設備エリア)の「放射線監視機能」及びそ	
				の性能は, 関連する	設備の供用が終了するまで維持する。	
					First I I also defenden	
		b. 環境への放射性物質		b. 環境への放射性物		
			射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放	廃止措置では、放		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	放射線監視機能」,「放出管理機能」を有する設備 な性能維持施設は以下のとおり。	出する。このため、		
		機能	性能維持施設	機能	7な性能維持施設は以下のとおり。 性能維持施設	
		1及16	工品产品为一种	1及16	排気筒モニタ	   ・記載の適正化
			bli to tota and a second state blis		排気筒モニタ     タービン建物排気筒モ	
		放射線監視機能	<u>排気筒モニタ(排気筒モニタ,タービン建物排</u> 気筒モニタ)	放射線監視機能	<u>=9</u>	
			排水モニタ (廃棄物処理排水モニタ)	放出管理機能	<u>排水モニタ</u> 廃棄物処理排水モニタ	
			排水のサンプリング・モニタ (放水路水モニタ)		排水のサンプリング・	
					<u> </u>	
		放射線監視機能	プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換		プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換	
		<u>加</u> 又为小水 <u>品. 化化</u>	器出口(海水側))	放射線監視機能	器出口(海水側))	
		なお、放射線監視	機能の維持に必要なプロセス水モニタ(原子炉補	なお、放射線監視	提機能の維持に必要なプロセス水モニタ (原子炉補	
		機冷却系の熱交換器は	出口(海水側))の台数は,廃止措置段階では原子	機冷却系の熱交換器	   出口(海水側))の <u>個</u> 数は,廃止措置段階では原子	・記載の適正化
		·	と同じく1個である。	<u> 炉補機冷却系の台数</u>	なと同じく1個である。	
		「放射性監視機能」	」及び「放射線監視機能」を有する性能維持施設	「放射線監視機能	<u> </u>	・記載の適正化
		の性能は以下のとおり		性能は以下のとおり	<u> </u>	
		・放射性物質の濃度	<u> </u>	・放射性物質の濃	<u>慢度を測定できる状態であること。</u>	

頁	補正箇所	補正前			補		理由	
	添付書類六	<ul><li>警報設定値において警報が発信する状態であること。</li></ul>			・警報設定値において警報が			
	1.	排気筒モニタ、排水モニタ及び排水のサンプリング・モニタの「放			排気筒モニタ (排気筒モニタ	・記載の適正化		
6-9	維持管理に関	射線監視機能」,「放出管理機能」及びその性能は,放射性気体廃棄物			タ (廃棄物処理排水モニタ)	及び排水のサンプ!	リング・モニタ (放	
	する内容	及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。			路水モニタ)の「放射線監査	見機能」,「放出管理機	後能」及びその性能	
	(つづき)			<u>は</u>	,放射性気体廃棄物及び放射	対性液体廃棄物の処理	型が完了するまで維	
				<u>持</u>	<u>する。</u>			
		また,プロセス水モニタ(原	京子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水	-	また、プロセス水モニタ(原	原子炉補機冷却系の熱	热交換器出口 (海水	
		側))の「放射線監視機能」及び	びその性能は、関連する設備の供用が終	<u>側</u>	)) の「放射線監視機能」及で	びその性能は,原子炊	三補機冷却系の供用	・記載の適正化
		了するまで維持する。		<u>が</u>	終了するまで維持する。			
		(5) 解体中に必要なその他の施設		<u>(5)</u> 解	体中に必要なその他の施設			
		<u>a . 換気設備</u>		<u>a.</u>	換気設備			
		廃止措置では、核燃料物質の	つ貯蔵管理及び搬出作業,施設内で発生	<u> </u>	廃止措置では、核燃料物質の	の貯蔵管理及び搬出作	下業,施設内で発生	
		する放射性廃棄物の処理,放射	対性粉じんの発生の可能性がある解体作	<u>ナ</u>	る放射性廃棄物の処理,放射	村性粉じんの発生の同	J能性がある解体作	
		業等において,空気浄化が必要	要となる可能性がある。このため「換気	業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「換気				
		機能」を有する換気設備を維持	寺する。具体的な性能維持施設は以下の	機能」を有する換気設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下の				
		<u>とおり。</u>		<u>とおり。</u>				
		機能	性能維持施設		機能	性能維	特施設	
			原子炉建物常用換気系		<u> </u>			・記載の適正化
		換気機能	タービン建物換気系			原子炉建物常用換	排気ファン	
			<u>廃棄物処理建物換気系</u>			<u>気系</u>	フィルタ	
		L				- >>> 7th #1   ht   ht	給気ファン	
					換気機能	タービン建物換気	排気ファン	
						<u>系</u>	フィルタ	
							給気ファン	
						廃棄物処理建物換	排気ファン	
						<u>気系</u>	フィルタ	
		なお、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置			なお,廃止措置段階では設備			
		を講じることにより、復旧するまでの時間的余裕を十分確保すること			- 講じることにより, 復旧する			
		ができることから、換気機能の	D維持に必要な原子炉建物常用換気系,	ができることから、換気機能の維持に必要な原子炉建物常用換気系、				
		タービン建物換気系及び廃棄物	勿処理建物換気系の台数はそれぞれ給気	<u>夕</u>	ービン建物換気系及び廃棄物	物処理建物換気系の台	お数はそれぞれ給気	
		ファン1台、 排気ファン1台	,フィルタ2個である。	<u>フ</u>	ァン1台,排気ファン1台,	フィルタ2個である	) <sub>o</sub>	

注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

頁	補正箇所		正前		正後	理由
	添付書類六	「換気機能」を有する性能維	推持施設の性能は以下のとおり。	「換気機能」を有する性能線	推持施設の性能は以下のとおり。	
	1.	・給気ファン及び排気ファン	/の運転に異常がない状態であること。	・放射線障害を防止するため	に必要な換気ができる状態であること。	・記載の適正化
	維持管理に関	換気設備の「換気機能」及び	ぶその性能は,各建物の管理区域を解除	換気設備の「換気機能」及び	びその性能は,各建物の管理区域を解除	(換気系の性能について,
	する内容	するまで維持する。		するまで維持する。		フィルタを含めた換気
	(つづき)					系としての性能に見直
		b. 非常用電源設備		b. 非常用電源設備		L)
		使用済燃料を使用済燃料貯蔵	<b>養設備に貯蔵している間は,使用済燃料</b>	使用済燃料を使用済燃料貯蔵	<u> 蔵設備に貯蔵している間は,使用済燃料</u>	
		の冷却が必要であり,安全確保	<u> 保上,商用電源を喪失した際においても</u>	の冷却が必要であり,安全確保	R上,商用電源を喪失した際においても	
		冷却を行う必要がある。このた	とめ、商用電源を喪失した際に使用済燃	冷却を行う必要がある。このた	とめ,商用電源を喪失した際に使用済燃	
		料貯蔵設備の冷却のために必要	要な「電源供給機能」を有する設備を維	料貯蔵設備の冷却のために必要	要な「電源供給機能」を有する設備を維	
6-10		持する。具体的な性能維持施設	は以下のとおり。	持する。具体的な性能維持施設	とは以下のとおり。_	
		機能	性能維持施設	<u>機能</u>	性能維持施設	
		The HILL AN LOW Ma	ディーゼル発電機		ディーゼル発電機	
		電源供給機能	蓄電池(所内用)	電源供給機能	蓄電池(所内用)	
		なお、廃止措置段階では原子	- 上上の運転を行わないこと及び貯蔵され	なお、廃止措置段階では原子		
		ている使用済燃料は十分冷えて	こいることから,ディーゼル発電機の機	ている使用済燃料は十分冷えて		
		能のうち、即時電源供給機能と	としての自動起動及び自動給電機能の維	能のうち、即時電源供給機能と		
		持は不要であり、また、廃止措	<u> </u>	持は不要であり、また、廃止持		
		ディーゼル発電機の台数は1組	且である <u>。</u>	ディーゼル発電機の台数は1%	且である。 <u></u>	
		ディーゼル発電機の性能は以	以下のとおり。	ディーゼル発電機の性能は以	以下のとおり。	
		・性能維持施設(燃料プーバ	レ冷却系ポンプ,原子炉補機冷却系ポン	• 非常用交流高圧電源母線	・記載の適正化	
		プ及び海水ポンプ) へ電源	原を供給できる状態であること。	給できる状態であること。	(ディーゼル発電機及び	
		蓄電池(所内用)の性能は以	以下のとおり。	蓄電池(所内用)の性能は以	以下のとおり。	蓄電池(所内用)の性能
		・ 性能維持施設(ディーゼル	レ発電機) へ電源を供給できる状態であ	・直流電源母線に接続してい	いる性能維持施設へ電源を供給できる状	について,供給先を限定
		<u>ること。</u>		態であること。		した記載を見直し)
		商用電源喪失時に安全確保」	上必要な非常用電源設備の「電源供給機	<u>-</u>	<u> 合機能」及びその性能は,使用済燃料の</u>	・記載の適正化
		能」及びその性能は、使用済燃	然料の1号炉からの搬出が完了するまで	1号炉からの搬出が完了する。	<u> まで維持する。</u>	
		<u>維持する。</u>				
		c. その他の安全確保上必要な認	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	c. その他の安全確保上必要な記	<u> </u>	
				(a) 原子炉補機冷却系		
		<u> </u>	<u> </u>	廃止措置の安全確保上, 仮	<b>吏用済燃料を冷却することが必要である</b>	

頁	補正箇所		補正前	補正後				理由	
	添付書類六	ため,使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「補機冷却機能」を有す			<u>た</u>	め, 使用済燃料貯	「補機冷却機能」を有す		
	1.	1. る設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。			<u>る</u>	設備を維持する。			
	維持管理に関	機能	性能維持施設			機能	性能維持施設		
	する内容		熱交換	92				熱交換器	
	(つづき)	補機冷却機能				   <u>補機</u> 冷却機能	原子炉補機冷却系	ポンプ	
			海水ポ	<u>ンプ</u>				海水ポンプ	
		なお,廃止措置段階で		 とから,補機		なお,廃止措置段	⊥ 階では原子炉の運転を行		
		冷却機能の維持に必要な	は原子炉補機冷却系の系統数は	1系統(熱交	<u>冷</u>	却機能の維持に必	要な原子炉補機冷却系の	の系統数は1系統(熱交	
6-11		換器2胴,ポンプ2台,	海水ポンプ2台)である。		<u>换</u>	器 2 胴, ポンプ 2	台,海水ポンプ 2 台) -	である。_	
		原子炉補機冷却系の性	性能は以下のとおり。			原子炉補機冷却系	(熱交換器,ポンプ, ※	毎水ポンプ)の性能は以	・記載の適正化
					<u>T</u>	のとおり。			
		• 性能維持施設(燃料	<sup>1</sup> プール冷却系)へ冷却水を供	給できる運転		• 性能維持施設へ	冷却水を供給できる状態	態であること。 一	・記載の適正化
		<u>状態</u> であること。						(原子炉補機冷却系の性	
		<u> </u>	)冷却に必要な <u>「補機</u> 冷却機能			原子炉補機冷却系	能について,供給先を限		
		能は,使用済燃料の1号	号炉からの搬出が完了するまで	維持する。			能は,使用済燃料の1号	号炉からの搬出が完了す	定した記載を見直し)
					<u>る</u>	まで維持する。			
		(b) 非常用照明			<u>(b)</u>	卡常用照明			
		商用電源の電源喪失時	寺においても作業者が1号炉内	から安全に避		商用電源を喪失し	た際においても作業者を	が1号炉内から安全に避	・記載の適正化
		難できるよう「照明機能	<u> と」を有する設備を維持する。</u>	具体的な性能	難	できるよう「照明	維持する。具体的な性能		
		維持施設は以下のとおり	)		<u>維</u>	持施設は以下のと:			
		機能	性能維持施	也設		<u>機能</u>		性能維持施設	
		照明機能	非常用照明			照明機能	非常用照	<u>明</u>	
		非常用照明の性能は以	人下のとおり。			非常用照明の性能	は以下のとおり。		
		・非常用照明が点灯で	できる状態であること。			・非常用照明が点	灯できる状態であること	<u> </u>	
		非常用照明の「照明機	幾能」及びその性能は,各建物	の各エリアに		非常用照明の「照	明機能」及びその性能に	は,各建物の各エリアに	
		設置されている設備の低	共用が終了するまで維持する。		<u>設</u>	置されている設備	の供用が終了するまで終	<u>推持する。</u>	
		(6) その他の安全対策			(6) その	他の安全対策			
		その他の安全対策として以	人下の措置を講じる				て以下の措置を講じる。		・記載の適正化
		<u>a.</u> 管理区域は,放射線被は	ばく等の可能性の程度に応じて	これを適切に			<del>-</del>	— 度に応じてこれを適切に	ᆸᅼᆍᄊᆠᄼᆺᄺᅼᅺᅩᆝᆸ

頁	補正箇所		補正前				補正後		理由
	添付書類六	区分し、保安のための	措置を講じるとと	もに,放射線業務従事者の不	区	分し,保安のための措置	量を講じるとともに,	,放射線業務従事者の不	
	1.	必要な被ばくを防止す	るため、これらの	区域に対する立入りを制限す	必	要な被ばくを防止するた			
	維持管理に関	る措置を講じる。			る	る措置を講じる。			
	する内容	<u>b.</u> 周辺環境へ放出され	る放射性物質の管	理が適切に行われていること	<u>b.</u>	<u>b.</u> 周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていること			
	(つづき)	を確認するため、廃止	措置対象施設から	の放出の管理に係る放射線モ	を	確認するため,廃止措置	<b>置対象施設からの放</b>	出の管理に係る放射線モ	
		ニタリング及び周辺環境	境に対する放射線·	モニタリングを適確に行う。	=:	タリング及び周辺環境に	対する放射線モニ	タリングを適確に行う。	
		<u>c.</u> 核燃料物質が廃止措	置対象施設に存在	する期間中, 当該施設への第	<u>c.</u>	亥燃料物質が廃止措置対	け象施設に存在する:	期間中,当該施設への第	
6-12		三者の不法な接近等を	坊止する措置を講	じる。	三	者の不法な接近等を防止	する措置を講じる。		
		d. 廃止措置では,火気	作業や可燃物を取	り扱うことから「消火機能」	<u>d.</u>	廃止措置では,火気作業	美や可燃物を取り扱	うことから「消火機能」	
		を有する設備を維持する	る。具体的な性能	維持施設は以下のとおり。	<u>を</u>	<u>有する設備を維持する。</u>	具体的な性能維持が	施設は以下のとおり。	
		<u>機能</u>		性能維持施設		機能	性能	<b>E維持施設</b>	
		消火機能	消火装置	<u>消火栓</u> 移動型消火器		消火機能	消火装置	消火栓 移動型消火器	・記載の適正化
		 消火装置の性能は以 <sup>-</sup>	 下のとおり。		Š		⊥ h型消火器)の性能∂	は以下のとおり。	・記載の適正化
		・消火装置が使用で	<u> </u>	と。	_	・消火装置が使用できる		3.7.1 × C 4- 7 0	10 17 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
				<del>- 。</del> は,各建物の各エリアに設置					・記載の適正化
		されている設備の供用だ			_			用が終了するまで維持す	. ,
					<u>る</u> 。	_			
		また、可燃性物質が	保管される場所に	あっては、火災が生じること		また,可燃性物質が保管	うされる場所にあっ <sup>、</sup>	ては、火災が生じること	
		のないよう適切な防護	措置を講じる。		の	ないよう適切な防護措置	を講じる。		
					(7) 検	<u> </u>			・検査・校正に係る事項
					性質		必要な期間中,必	要な機能及び性能が維持	を追加
					でき	るよう,保安規定に施設	と管理計画を定め,	適切な頻度で点検,検査	
					<u>及び</u>	交正を実施する。			